

《第十四章・会合を考察する。》

第二項 [事物が本性として有ることの理由を否定する] に三項目がある。[会合が本性として有ることを否定する]、[因縁を我所（我がもの）とすることが、本性として有ることを否定する]、[束縛と解脱が本性として有ることを否定する] である。

第一項 [会合が本性として有ることを否定する] に三項目がある。[章の著述を説く]、[了義の教証と合わせる]、[意味を要約して章の名を示す] である。

第一項 [章の著述を説く]

ここに言う。「諸事物は本性として有る。（何故ならば）それらの会合を示された故であり、経部より、

『眼と色形に依拠して眼識が起こる。』

や、

『三つ集まったことより、触（接触）である。触と一緒に起こるものは、受（感受作用）である。』

と詳しく現れることや、その如く

『受と想（識別作用）というこの二つの法（現象）は、会合するのであり、会合していないのではない。』

や、

『執着と、怒りと、無知の結縛（煩惱の因）によって、全く縛り付けられた。』と、諸行（作用）に会合を説かれた故である。」

そのような主張を否定するにあたり、二項目がある。[会合が本性として成立したことを否定する]、[それによって、会合しつつある等も否定したと示された] である。

第一項 [会合が本性として成立したことを否定する] に二項目がある。[主張命題を挙げる]、[理由を示す] である。

第一項 [主張命題を挙げる]

視られる対象である色形と、視る眼と、視る者である識（知覚）の三つより、眼と色形か、眼と識か、識と色形の二つずつと、それだけではなく三つの全ても、同一時に相互に会合したとなることは、本性として有るのではない。視る（眼）等の三つについて説かれた如く、食欲と欲す者と、食欲と欲される対象と、欲す者と欲される対象についても二つずつと、三つの全ても、相互に同一時に会合したとはな

らないと見たまえ。

そのように斯くも説かれた如く、残りの煩悩である瞋恚や愚痴等や、残りの處である聴く（耳）と、聴く者と、聴かれる対象等もまさしく三様相ずつに当てはめることによって、二つずつと三つ共が会合したことは、自性として有るのではない。

第二項 [理由を示す] に二項目がある。[他が本性として無いことによって、会合を否定する]、[同一と別を分析して、会合を否定する] である。

第一項 [他が本性として無いことによって、会合を否定する] に三項目がある。[論式を挙げる]、[その方法を他にも当てはめる]、[理由を成立させる] である。

第一項 [論式を挙げる]

「会合となるものが自性として有るならば、互いに「他と他」としても自性として有る必要があるが、」と異品遍無性<sup>1</sup>を論立して、「何故ならば、視られる対象等にその『他』が自性として有るのではない故に、」と理由を置いて、「それらに会合は自性として有るとはならず、」と、主張命題を述べた。<sup>2</sup>

第二項 [その方法を他にも当てはめる]

他にも、視られる対象等、因果として留まる事物のみにおいて、他が自性として無いだけではない。壺や絨毯等の如何なる事物も、相手と一緒に、まさしく他として自性として有ることは不合理である。それ故に、「それらにおいても互いに会合したことは自性として有るのではない。」と意味として示された。（何故ならば）一切の事物において会合は自性として無いと示したと承認された故である。

第三項 [理由を成立させる] に二項目がある。[理由を挙げる]、[それに対する論難を斥ける] である。

第一項 [理由を挙げる]

『壺は絨毯より他である。』と述べられたその『他』とは、他である絨毯に依拠して他であると設ける。他である絨毯に相互関係した事無く、他である壺は、絨毯より他であるとはならない。」と、「他として設ける一切は、その他に依拠して設

<sup>1</sup> 異品遍無性<sup>いほんへんむじょう</sup>：。因三相<sup>いんさんざう</sup>（[第 1 章] 脚注 195 参照）の一つ。主張命題の述語の反対の意味は全て理由ではないこと。

<sup>2</sup> 主張命題を述べた。：主張命題は、「視られる対象・視る（眼）・視る者には、会合は自性として有るのではない。（何故ならば）視られる対象等に『他』が自性として有るのではない故に。」

なければならない」と先に成立させて、「ある法（現象）に依拠して何かであるそれは、その依拠する所より別他に、本性として有ることは不合理である。」と、総体的に行き渡ることを述べた。

それから、「壺が絨毯より他であることも、絨毯に依拠してである故に、絨毯より自性として、他として有るのではない。」と部分に当てはめた。

第二項 [それに対する論難を斥ける] に二項目がある。[不定因であるという論難を斥ける]、[不成因であるという論難を斥ける] である。

#### 第一項 [不定因<sup>3</sup>であるという論難を排斥する]

「もし、壺が絨毯より他であることは絨毯に依拠し、相互関係することでもあるが、自性として、他として存在するのでもあれば、如何なる過失があるのか」といえば。

もし、他である壺が、他である絨毯より、自性として他として存在するならば、その場合、他所にある絨毯に相互関係したこと無く、単一の壺においても「絨毯より他である。」と呼称することが有るとなるが、それは見られない。

これは、絨毯に相互関係した・相互関係していない、の二つは正反対であるが、壺が絨毯より他であることは絨毯に相互関係しており、その「他」が自らの自性として成立したならば、自らの本質の力によって独立して成立したとなるので、他に頼ることと矛盾するのである。それも正理ではなく、「他である絨毯に相互関係したこと無く、壺が絨毯より他となることは有るのではない故に、その壺は絨毯より、自性として他として無い。」と反転させた論式<sup>4</sup>を放つ。

それらの正理は『四百論』より、

「何かに依拠して起こり有るものは、それは自力とはならない。この全ては自力が無く、然れば、我は有るのではない。」<sup>5</sup>

と説かれ、我とは自らの本質として成立した本性であると、註釈によって説かれた。

ここで註釈より、壺は絨毯より他であることは絨毯に相対したけれど、壺の本質

<sup>3</sup> 不定因：似因（似る因=正しくない理由）の一つ。対論者にとって、その因（理由）であれば、主張命題の述語であるとは限らない理由。例えば「音声は、無常である。有である故に。」という論式では、「有」には恒常もあるので必ずしも「無常」ではない故に、不定因となる。

※正しい理由であっても、対論者が論題の要素をどのように把握しているかによって不定因になり得る。

<sup>4</sup> 反転させた論式：論式は「壺は、絨毯より自性として、他として無い。（何故ならば）壺が絨毯より他となることは有るのではない故に。」

元の背理の論式は「壺は、壺が絨毯より他となることが有るのか？（壺は）絨毯より自性として、他として有る故に。」

<sup>5</sup> 「何かに…ではない。」：『四百論』第 14 章 23 偈。

が成立することは絨毯に相對していないと説かれた如く、相對して成立したものである・ないの違いを分けたまえ。始終全てに訪れる、難関となる特別な正理であるので、再々思念したまえ。

「もし君が、他を少しも主張しないならば、『他とは、他に依拠して他である。』<sup>6</sup>ということも、如何様に適おうか。」といえ。

互いに相對して成立した他であるので、世間の名称に留まって「他」と述べるのである故である。

『ブッダパーリタ』よりも、

「世間の名称に従って『他』である。」

と説かれた。

ここで註釈より、「世間の世俗として、『壺と絨毯は他である』と述べられるならば、種子と芽の二つも他であると何故言わないのか。」という返答として、世間人が壺と絨毯を他であると捉える如く、種子と芽を他であると捉えない違いを説かれたことは、「俱生<sup>7</sup>の心が、壺と絨毯を自らの性相として成立したそれぞれのものであると捉えるが如く、種子と芽を捉えない。」という意味であるが、「世俗として壺と絨毯は他として有るが、種子と芽は他として無い。」という意味ではない。親因<sup>8</sup>の因果について、俱生の心が自らの性相として成立したそれぞれ（別もの）であると捉えない理由は、前述した。

壺と絨毯が自らの性相として成立したことは、世俗としても無いけれど、ただ他であることは世俗として有る。（何故ならば）壺が絨毯より他であることは、縁起であると説かれた故と、二註釈によっても、世俗として有ると説かれた故である。

六識と、眼や色形等の境（対象）と、六根（感覺器官）において、自性として成立した他が無い理由によって、会合が本性として成立したことを否定することが主要な意味であるが、その理由は、

「もし、他が、他より他であるならば、」<sup>9</sup>

や、

「何かに依拠して、何かである。」<sup>10</sup>

等によって論立させるものであるので、六識は境（対象）と根（感覺器官）より他であることは、縁起であると示さなければならぬので、諸々の因果もただ他であるのみである。そう見るのでなければ、それらは同一と別の何れでもないので、成立していないとなる。単なる有のみにおいて、同一と別が正反対でなければ、真実

<sup>6</sup> 『他とは…である。』：『根本中論』第 14 章 5 偈。

<sup>7</sup> 俱生<sup>くしゅう</sup>：理由によることなく、自然に有ること。[第 1 章] 脚注 103 参照。

<sup>8</sup> 親因<sup>しんいん</sup>：結果の実質に変化する主要な原因。

<sup>9</sup> 「もし…ならば、」：『根本中論』第 14 章 6 偈。

<sup>10</sup> 「何かに…である。」：『根本中論』第 14 章 5 偈。

有（実在）においても真実の単一と複数の何れかに確定することはできない。

「ならば、世俗として他生が有ることになる。」といえ、これについて『入中論註』より、自派（中観帰謬論証派）が三性の構成によって經典の説明の仕方を説かれたので、世俗として依他起性<sup>11</sup>も勿論主張しなければならないが、他生とは不等である。（何故ならば）他生の意味と世俗名称を主張することは、『結果は自か他より生じる、何れであるか。』と思い、宗説を語る者が考察して為すものであるが、それも、結果は単なる自らか別のものより生じる・生じないと分析するのではない。しかし、自らの自性として別である・ないと分析して、自らの性相として別である生に「他生」と呼称する故と、「依他起」という名称は『結果は独立して起こるのか？』という思いを斥ける故に、因縁力に操られるのみにおいて為された故と、ただ他であることにおいては、本性として成立した他であるとは限らない故である。

#### 第二項 [不成因<sup>12</sup>であるという論難を排斥する]

「仮に、他である事物は、他である事物に相対して『他である』という心が起こるならば、それは、それより本性として他として無いのであるが、その言葉では言わない。『他性』という総体でもあるが、部分でもあるものが有り、それが収められて有るその事物は、他である事物に相対が無くとも、『他』と述べられる対象である。それ故に、我々に斯くも言及された過失は無い。」と、食米斎派<sup>13</sup>は言う。

ここで、「他性」という総体は、他として成立した差別（部分）に、意味として別に有るのではない。（何故ならば）それに別他の意味である「他性」が考察された必要性が無い故であり、それが考察されたことは、他として成立せられる為であるけれど、他として既に成立した故である。

それだけではない。他ではない同一においても、まさしく他であることによって、他義である総体<sup>14</sup>が有るのではない。（何故ならば）それにおいて、君の見解によれば、まさしく他である他義が有ることに反する、同一性が有る故である。同一と他の二つの何れでもない第三分類も無いので、「他性（他そのもの）」というその総体は、何ものにも他義として無い。

<sup>11</sup> 依他起性：他に依って起こる事物。

※唯識派で説かれる三性の一（[第 13 章] 脚注 8 参照）であるが、帰謬論証派でもこの名詞が使われることがある。

<sup>12</sup> 不成因：似因の一つ。対論者にとって、その因（理由）が主張命題の主語ではない理由。例えば「音声は、無常である。色形である故に。」という論式では、「色形」は「音声」に当てはまらない故に、不成因となる。

※正しい理由であっても、対論者が論題の要素をどのように把握しているかによって不成因になり得る。

<sup>13</sup> 食米斎派：非仏教徒、勝論派の一部。

<sup>14</sup> 他義である総体：勝論派の主張する「総体」。勝論派は「総体は、部分とは他義（別他の存在。別の実在）として存在する」と主張する。

「もし『他性』という総体を否定はしたとはしても、『他』は先ず有り、他性が無ければ他は無いので、『他性』という総体も有る。」といえよ。

「他性」という総体が、前述のように有るのでなければ、他か、そのもの—同一は自性として有るのではない。

『ブッダパーリタ』より、その偈について二つの異なった説明をなされ、前述とは異なる。

#### 第二項 [同一と別を分析して、会合を否定する]

「もし、『見る（眼）等に他は無い。』と既に示してはいるけれど、『触とは、三つが集まったことである。』と説かれたので、会合は本性として有るが、それ故に見る（眼）等は本性として有る。」といえよ。

ここで、見る（眼）等に会合が本性として有るならば、それらの見る（眼）等は自性として同一か別の何れであるか。第一のようであれば、その法（現象）はそのものと会合することは無く、水に相對していない乳のみにおいて「水と会合した（混ざった）と」と述べぬが如くである。自性として別である他と他も会合することは無く、水とそれぞれ別に留まる乳において「水と会合した（混ざった）」と言わぬが如くである。

#### 第二項 [それによって、会合しつつある等も否定したと示された]

「もし二つが一つに混ざった時には、同一となるので会合しないが、それぞれに留まる時も会合しないので、会合を否定はしたけれども、他となったものが会合しつつあることは有るので、会合も有る。」といえよ。

「会合しつつある」も自性として同一であると成立したならば、それ自体はそれと会合しないが、自性として他であるとしても会合したとは不合理である。（何故ならば）会合していないことに等しい一切が、会合したとなる故である。

もし、半分会合したことを主張するならば、一方が会合したことによって一切の我性が会合したと考えれば、「同一」と「二つの部分<sup>15</sup>」を主張することになるけれど、（同一でありながら）別であることに過失を述べて否定した。然れば、会合した行為の証成理由である、（本項で）証明する対象となった「会合しつつある」は有るのではない。

「仮に『会合しつつある』は無くとも良いが、会合は有る。」といえよ、「会合しつつある」が無ければ、会合し始めることが無いところに、行為が完成した会合も有るのではない。

「仮に、完成した会合が無くとも良い。同一性の以前に、他となる会合するだろう事物である、会合する者は有る。」といえよ、それ（完成した会合）が無ければ、

<sup>15</sup> 二つの部分：会合した部分と、会合していない部分。

会合を為すもの無くして、会合する行為者が、行為を完成する為に、独立して留まることも有るのではない。

### 第二項 [了義の教証と合わせる]

そのように、眼や色形等の根（感覚器官）と境（対象）と識（知覚）等に、会合が自性として有るのではないと示したことは、深甚な経証によっても成立することと、諸法（現象）において「具有（具えさせるもの）」と会合を否定した一切の善説を本章によって説明する為に、了義の教証と合わせて一部を表せば、『優波離請問経』より、「眼とは、一切を具えたならば見るとなり、」より「それ故に、眼がいつ時も見ることはない。」と説かれた末に、

「無本性のこの法を知る者である、それらの勇者は世間の苦しみを超えるだろう。欲界の功德を享受しようとも貪欲は無く、貪欲を尽く捨て去り、有情を教化する。ここに有情は何も無く、命者は無いけれど、自在人方は有情の利益をなさる。有情が有るのでなくとも利益をなさる、それらの方々のそれは、偉大なる苦行である。」

より、

「その者に、いつ時も貪欲は有るのではない。この法性を勝解<sup>16</sup>する、彼等の心意は、有（輪廻）に執するとはならない。」

等を説かれ、眼等に具有と会合が無いことと、貪欲等が無いと示し、そのように了解する功德を示す。

### 第三項 [意味を要約して章の名を示す]

諸法（現象）が会合し、具有し、集まり、集合したことが、自らの本質の力によって有る場合には、それらの何も設けられないので、それらが無本性において、それらの構成一切が非常に合理である二諦<sup>17</sup>のあり様に、確信を堅固にしたまえ。

「会合を考察する」という八偈の我性である、第十四章の解説である。

## DECHEN 訳

<sup>16</sup> 勝解<sup>しょうげ</sup>：強く確信すること。

<sup>17</sup> 二諦<sup>にたい</sup>：世俗諦と勝義諦の二つの真理。[序論] 脚注 64 参照。